資料１９

認知症介護研修

認知症介護基礎研修

〈受講対象者〉
介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

認知症介護実践者研修

指定 加算

〈受講要件〉
認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有するものであり、介護業務の実務経験概ね2年程度の者
〈指定関係〉
認知症対応型サービス事業所の管理者、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に修了義務
〈加算関係〉
通所介護での認知症加算の算定要件の

認知症介護実践リーダー研修

指定 加算

〈受講要件〉
介護業務の実務経験5年以上で、実践者研修修了後1年以上経過している者
〈指定関係〉
認知症対応型共同生活介護事業所での短期入所を実施する要件
〈加算関係〉
介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護事業所、訪問介護、訪問入所生活介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所での認知症専門ケア加算Ⅰ及びⅡの算定要件の一つ

認知症介護指導者養成研修

加算

〈受講要件〉
・認知症介護実務者研修等の企画・立案に参画し、講師となることが予定されている者等で、実践リーダー研修を修了している者
〈加算関係〉
介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護事業所、訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所での認知症専門ケア加算Ⅱの算定要件の一つ

認知症介護指導者フォローアップ研修

〈受講要件〉
認知症介護実践者研修等の企画・立案に参画し、講師として従事している者で、認知症介護指導者養成研修修了後1年経過している者

認知症対応型サービス事業管理者研修

指定

〈受講要件〉
実践者研修を修了している者
〈指定関係〉
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に修了義務

認知症対応型サービス事業開設者研修

指定

〈指定関係〉
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所の代表者に修了義務

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

指定

〈受講要件〉
実践者研修を修了している者
〈指定関係〉
小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に修了義務

★研修実施機関
・認知症介護研究・研修仙台センター（社会福祉法人浴風会） ・基礎研修
・とちぎ認知症介護研修センター（社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会） ・実践者研修・実践リーダー研修・開設者研修・管理者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
・認知症介護研究・研修東京センター（社会福祉法人浴風会） ・認知症介護指導者研修・認知症介護指導者フォローアップ研修

★次の研修については、県ホームページに要綱・申込方法等を掲載します。

基礎研修・実践者研修・実践リーダー研修	4月中旬予定
開設者研修・管理者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	6月上旬予定
認知症介護指導者研修	3月初旬予定

※サイト内検索⇒＜認知症介護研修＞＜認知症介護指導者研修＞

※最新の情報については県HP（https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/30n-kenshu.html）を確認してください。

※最新の情報については県HP（https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/30n-kenshu.html）を確認してください。